

2019年4月15日

お客さま各位

東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
丸紅新電力株式会社

## 電気需給約款変更のお知らせ

丸紅新電力をご利用いただき誠にありがとうございます。

九州電力株式会社の燃料費等調整額の変更に合わせて、2019年5月1日より、電気需給約款（以下「本約款」といいます。）の内容を一部変更致します。変更内容詳細については、別紙をご参照ください。

今回の変更内容は、2019年5月1日が効力発生日となりますが、2019年5月1日以後新規に電気の供給の申し込みをされたお客さまについても、新しい燃料費調整額の燃料費調整単価算出係数等（以下「新燃調」といいます。）を適用します。

### 【変更概要】

- ① 九州エリアの燃料費調整額について、燃料費調整額の燃料費調整単価算出係数の改定および燃料費調整額に加え、離島ユニバーサルサービス調整額の調整を行う旨の改訂をいたしました。なお、今回の改訂に必要な範囲で関連規定に形式的な修正を加えています。

1. 効力発生時期

2019年5月1日

2. 変更内容（下線部が変更、追記部分となります）

第3条 用語の定義

（変更前）

18. 燃料費調整額

燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙 1 に記載の方法により算出された値をいいます。

27. 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。

（変更後）

18. 燃料費等調整額

燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙 1 に記載の方法により算出された値をいいます。

27. 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。

第6条 常時供給電力

（変更前）

2(2)電力量料金

電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。

電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額

(変更後)

## 2(2)電力量料金

電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額から以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費調整額} + \text{離島ユニバーサルサービス調整額}$$

## 第8条 自家発補給電力

(変更前)

### 2(2)電力量料金

電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。

なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費調整額}$$

(変更後)

### 2(2)電力量料金

電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額から以下の算式により算定される金額とします。

なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価} + \text{燃料費調整額} + \text{離島ユニバーサルサービス調整額}$$

## 別紙1

(変更前)

### 別紙1 燃料費調整額

#### 1. 燃料費調整額の算定

##### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値

に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$  = 別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

## (2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

## (3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月1日から 6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月1日から 7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 10月31日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

## 2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

## 3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時契約電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.1490
	β	0.2575
	γ	0.7179
燃料価格	X	33,500 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	特別高圧	16 銭 3 厘
	高圧	16 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(変更後)

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α、β、γ = 別表 1 に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表 1 に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月1日から 6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月1日から 7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 10月31日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

(4) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表1に定めるものとします。

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時契約電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表 1：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0053
	β	0.1861
	γ	1.0757
燃料価格	X	27,400 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	特別高圧	12 銭 5 厘
	高圧	12 銭 7 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

## 2. 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

### (1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α、β、γ = 別表 2 に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

### (2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表 2 に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が基準価格 Y 円以下の場合



$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{(\text{離島平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times 2. (4) \text{の離島基準単価} / 1,000}{}$$

(b) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が Y 円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = \frac{(Y - X \text{ 円}) \times 2. (4) \text{の離島基準単価} / 1,000}{}$$

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月1日から 6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月1日から 7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 10月31日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

(4) 離島基準単価

基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表 2 に定めるものとします。

(5) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その月の使用電力量に 2.(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

離島ユニバーサルサービス調整額＝使用電力量×離島ユニバーサルサービス調整単価

別表 2 : 離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項目		値
係数	$\alpha$	1.0000
	$\beta$	0.0000
	$\gamma$	0.0000
燃料価格	X	52,500 円
	Y	78,800 円
離島基準単価 (1 キロワット時につき)		3 厘

※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。